（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律の一部改正）

第六条　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第七条　サイバーセキュリティ基本法の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）」に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）」を「同法」に改める。

第三条第五項中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を「デジタル社会形成基本法」に改める。

第二十六条第二項中「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（官民データ活用推進基本法の一部改正）

第八条　官民データ活用推進基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　官民データ活用推進戦略会議（第二十条―第二十八条）」を「附則」に改める。

第一条中「とともに、官民データ活用推進戦略会議を設置する」を削る。

第二条第一項中「。第二十六条第一項において同じ」を削る。

第三条第一項中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）」に改め、同条第四項中「情報通信の技術」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第八条の見出しを「（官民データ活用推進基本計画等）」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「内閣総理大臣は」の下に「、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて」を加え、「につき」を「を作成し、」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9　内閣総理大臣は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。

第十条の見出し及び同条第一項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条第二項中「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改める。

第十四条中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態、経済的な状況」に改める。

第四章を削る。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一

デジタル庁設置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第三十六号

デジタル庁設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
　第一節　通則（第五条）
　第二節　デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職（第六条―第十二条）
　第三節　デジタル庁に置かれる職（第十三条）
　第四節　デジタル社会推進会議（第十四条・第十五条）
　第五節　雑則（第十六条）
第四章　雑則（第十七条・第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、デジタル庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、デジタル庁を置く。

（任務）

第三条　デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。

一　デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成についての基本理念（次号において「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二　基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条　デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一　デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二　関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　デジタル社会の形成に関する重点計画（デジタル社会形成基本法第三十七条第一項に規定する重点計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

二　官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。